

特別徴収切替届出(依頼)書

		※前橋市 処理欄		1. 現年度		2. 新年度		引抜用 コピー済		
令和 年 月 日 提出 (宛先) 前橋市長	(特別 給与 徴収 義務 者)	所在地 (住所)	〒 -						特別徴収義務者 指定番号	
		フリガナ							新規の場合、納入書(要・不要)	
		名称 (氏名)							担当者 連絡先	係
		代表者の 職氏名								氏名
法人番号							電話			

給与 所得者	フリガナ			旧姓			普通徴収 年税額	円	普通徴収 納付済額	円
	氏名						普通徴収 切替期別 [注1]	期別を○で囲んでください。 〔 1 ・ 2 ・ 3 ・ 4 ・ 随1 〕 期以降を切替希望 ※普通徴収の納期限を過ぎたものは、特別徴収への切り替えができません。		
	生年月日	昭和・平成	年	月	日					
	1月1日現在の 住所	※1月1日現在の住所と違う場合に記入してください。								
	現在の住所	特別徴収 開始予定月 [注2]								
届出理由	1 入社 2 その他()						<div style="border: 1px solid black; width: 50px; height: 30px; display: inline-block;"></div> 月分(月10日納期分)から 特別徴収を開始します。 ※特別徴収開始予定月は、この届出書を提出する月の翌月以降としてください。 開始予定月が提出する月以前の場合、提出する月の翌月を開始月として処理します。 ※未記入の場合、この届出書を受理した月の翌々月を開始月として処理します。			

【添付書類】 普通徴収の納付書(二重納付防止のため、残りの納付書(納期未到来分)を添付してください。) ※すでに納付済みの分や口座振替の場合は不要です。

- 【注意事項】
- 普通徴収の納期限を過ぎたものは、特別徴収への切り替えができません。本人が納めるように必ずお伝えください。
(口座振替の場合は、納期限前でも引き落としの停止が間に合わない場合があります。その場合は原則口座振替にて納付いただきます。)
 - 前橋市ではこの届出書の処理を行った月(月末の最終開庁日までに受理したもの)の翌月中旬までに、「特別徴収税額の変更通知書」を発送して月割額を通知します。
前橋市から事前の月割額の電話連絡は行っておりませんので、ご了承ください。
※(例)9月末までに受理 → 切替処理 → 10月中旬税額変更通知書を発送
10月分(翌月分)から開始で提出 → 通知書受領後、該当者の給与から特別徴収し10月分から納付
11月分(翌々月分)から開始で提出 → 通知書受領後、該当者の給与から特別徴収し11月分から納付
※この届出書の提出後に、本人に普通徴収の納税通知書(納付書)が届く場合があります。
(切替処理が間に合わない場合や給与所得以外の所得に係る税額がある場合など)
 - 前橋市では、税額変更等による開始(変更)月は税額変更通知書発送月の翌月になります。
異動の事由により事業所内で開始(変更)月が異なる場合がありますのでご了承ください。
 - 65歳以上の方については、年金所得に係る税額を給与からの特別徴収に追加することはできません。
 - 課税資料や前職の異動届出書等の必要書類が未着の場合には、この届出書の処理ができないことがあります。
 - 令和4年6月から特別徴収の開始を希望される場合は、令和4年4月15日までにこの届出書を提出してください。
 - 届出書が不足する場合は複写(コピー)してご使用ください。

【提出先】〒371-8601 前橋市大手町二丁目12番1号 前橋市役所 財務部 市民税課 特別徴収係

※前橋市 処理欄	宛名 番号									
	処理 不可	別特	資なし	処理済	回送	新年度	その他			
	普通徴収 納付確認	全	1	2	3	4	随1			
	納付書 添付	有	無	口座 振替		有	無			
	所得	他	給	メモ		有	無			
	徴区	年	併	特						
	済期月・開始期月				入力		照合			
				R	P	A				